平成２１年（フ）第１００５号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟16番地２
債務者　片岡よしみ
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１０号
仙台市泉区山の寺３丁目16番16号
債務者　櫻井のり子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１６号
仙台市宮城野区栄２丁目18番35号
債務者　鈴木　史子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
茨城県常陸大宮市野上2156番地の２　市営金田住宅219号、住民票上の住所茨城県常陸大宮市野上2156番地の２
債務者　渡邊　　旭
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
茨城県常陸大宮市野上2156番地の２　市営金田住宅219号、住民票上の住所茨城県常陸大宮市野上2156番地の２
債務者　渡邊ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７７号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚629番地の18
債務者　藤澤　　力
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
茨城県東茨城郡城里町大字増井930番地の11
債務者　吉川　由美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３８７号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2501番地の87根本ハイツＡ棟
債務者　飯村　静枝
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４０１号
茨城県水戸市見和１丁目450番地の43
債務者　遠藤　智子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
金沢市田上本町29街区１番地　田上本町住宅１棟103号室、従前の住所金沢市菊川２丁目２番３号
債務者　大島　　幸
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
長野県北安曇郡池田町大字会染5858番地
債務者　小岩原　潔
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１６３号
長野県北安曇郡松川村5728番地
債務者　川上　貴浩
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０４号
長野県松本市征矢野１丁目８番36号
債務者　小澤　昌夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３０号
長野県松本市城東２丁目２番17号、前住所長野県松本市大手５丁目６番13―804号ダイアパレス松本大手
債務者　岩堀　眞司
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３１号
長野県松本市井川城２丁目１番19号
債務者　田中　雄一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５０３号
名古屋市中村区草薙町３丁目６番地　マンション草薙２Ｂ号
債務者　浜田　雅春
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０４号
名古屋市中村区草薙町３丁目６番地　マンション草薙２Ｂ号
債務者　浜田　興子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７３号
愛知県春日井市上ノ町１丁目148番地
債務者　與呉　　智
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部